

資料の弁償について

図書館の資料は、市民の税金で購入した市民の財産です。

資料を紛失・汚破損した場合は、原則弁償をお願いします

そのため、利用するときは、十分注意して取り扱ってください。

次に借りる方に不快な思いをさせないように、ご協力をお願いします。

弁償を求 める基準

豊川市図書館条例第8条

弁償を求 める根拠

弁償の基準に照らして弁償していただくか否かを検討します。
原則は次に借りる人が快適に利用できるかどうかで判断します。
他館の資料(相互貸借)は貸出元の図書館の基準となります。

弁償する には

【1】本・雑誌・AV資料(CD)

- ① 同一の本・雑誌・CD(新品)を持参
- ② 図書館が購入した価格(税込)を窓口で支払
※弁償金受取り時の税率

【2】AV資料(DVD・ビデオ)

図書館が購入した価格(税込)を窓口で支払
※図書館利用のためのDVDなので現物弁償は受けられません。
また、著作権法による補償金が含まれるため、市販の価格より高額になる場合があります。

弁償していただくことになる汚破損

- ① 水濡れ(雨・湿気・結露等による)
 - ・波打ち、変色、ページがめくれない、形状が変わったもの
- ② 汚れ、染み、臭い等があるもの
 - ・チョコ・コーヒー等の飲食物、食べかすが付着したもの
 - ・血液、ペットの糞尿等、タバコなどの異臭等、衛生上問題があるもの
- ③ 書き込み(落書き・線引き・印付け等)
- ④ ページ破れ、ページの欠落
- ⑤ 噛み跡があるもの
- ⑥ 折り癖があるもの
- ⑦ 紛失
- ⑧ その他館長が弁償の必要と判断するもの

次の場合、弁償していただくかなくてよいことがあります。

- 経年劣化が原因と判断したもの
- 汚れ等があるが修正できると判断したもの
- 天災・火災等の不可抗力が原因であるもの
- その他館長が不要と判断したもの